

日本反核法律家協会 2023 年総会決議

2023/11/11

I. 情勢の特徴と私たちの課題	1
II. 活動報告	9
III. 活動方針	16
IV. 役員体制	21

日本反核法律家協会

(連絡先事務所)

〒359-0044

埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター

(大久保賢一法律事務所内)

E-mail:jalana.office@gmail.com



日本反核法律家協会 2023 年総会決議

2023/11/11

I. 情勢の特徴と私たちの課題

(1)2022 年総会後の核をめぐる情勢の概況

2022 年 2 月 24 日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの侵略は、未だに収束することなく、両軍合わせて 19 万人もの軍人の死者¹を出し、何の咎もない犠牲者が日々増え、市民の死者は 9177 人、負傷者は 1 万 5993 人に上るとされている²。両国のみならず、米国をはじめとした NATO 諸国がウクライナ支援を表明し、戦闘機やクラスター爆弾、劣化ウラン弾等の兵器の提供を行うなど、紛争は世界を巻き込み継続している。

さらに、2023 年 10 月 7 日、パレスチナ暫定自治区ガザを拠点とするイスラム組織ハマスが、事実上の核兵器国であるイスラエルに対して多数のロケット弾を発射する等の激しい攻撃を行い、これに対してイスラエルは「ハマスを壊滅させる」と宣言して反撃し、わずか数日で 4000 人を超える犠牲者を出した。ロシアーウクライナ問題に続き、核の存在が紛争の抑止とはならないことが明らかになった。

2019 年から始まった新型コロナ感染症は、2023 年 5 月に感染症法上の位置付けが第 2 類から第 5 類に移行したものの、以降感染者数は概ね増え続けており、終息を見ない。さらには、コロナやウクライナ侵攻を原因とする物価高、半導体不足等により、日本経済も大きなダメージを受けている。消費者物価指数は、2020 年 7 月と比較し、2023 年 7 月には総合指数で 3.3%も上昇しており³、低所得者層においては、日常的に消費する食料品、消耗品などあらゆるものが値上がりし、その生活に大きな困窮をもたらしている。それにもかかわらず、岸田政権は、2022 年 12 月、安保三文書を改訂し敵基地攻撃能力の保有を明記する等日本の防衛政策を大きく転換するとともに、2023 年度から 5 年間の防衛費総額を 43 兆円と GDP 比 2%まで引き上げることを閣議決定し、2023 年 5 月にはその財源を確保する法案も可決させた。岸田首相自らが異次元の対策と打ち出した少子化対策のための財源も示さず、社会保障費に至っては 5600 億円と見込んでいた自然増分ですら、1500 億円削減した⁴。国民の生活を犠牲に、軍事優先の政治を進める姿勢を鮮明にしている。

核兵器をめぐるのは、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、ロシアによる核の威嚇、ザポリージャ原発への攻撃と占拠等、核をめぐる情勢も極めて危険なものとなっている。

他方で、2023 年 5 月には被爆地広島で G7 サミットが開催され、また、同年 7 月には NPT 再検討会議準備会の開催、同年 11 月には核兵器禁止条約(TPNW)に基づく第 2 回締約国会合の開催が予定されている。G7 サミットで発表された核問題をめぐる声明は極めて不十分ではあるものの、核廃絶を求める市民の声が各地で上げられていることは重要な事実である。

¹ 2023 年 8 月 18 日ニューヨークタイムズによるアメリカ政府当局発表の報道

² NHK ウェブサイト 2023 年 7 月 11 日における国連による発表数。

³ 総務省統計局 HP で 2023 年 8 月 18 日公表
(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html>)

⁴ 赤旗新聞 2022 年 12 月 23 日 (https://www.jcp.or.jp/akahata/aik22/2022-12-23/2022122301_02_0.html)

以下では、2022 年総会以降の核をめぐる情勢の概況を簡潔に触れ、重要な事項については別途項目を立てて述べることにする。

(2)ロシアによるウクライナ侵攻

2022 年 2 月 24 日に開始されたロシア連邦によるウクライナ侵攻は、未だに収束の様子は見られない。戦闘開始当初から、ロシアは、病院や民間アパート等の非軍事施設に対しても攻撃を行い、多数の一般人の犠牲者を出した上、核兵器の使用を示唆し、原子力発電所への攻撃及び占拠まで行っている。さらに、繰り返し核兵器の使用に言及し、2023 年 6 月には、ウクライナと国境を接するベラルーシに戦術核を配備した。かかる核兵器配備については、ロシア側が管理をするため核不拡散条約 (NPT) に違反しないとしているものの、ベラルーシのアレクサンドル・ルカシェンコ大統領は独自使用を念頭に置いた準備を指示する⁵等、ロシアの管理すら及ばない状態で核兵器が使用される懸念も生じている。

ロシアによるウクライナ侵攻は、国際紛争の平和的解決を原則とする国連憲章 2 条 3 項、武力による威嚇又は武力の行使を原則禁止した国連憲章 2 条 4 項に違反する行為であり、かかるロシアの暴挙に対して、国連総会は繰り返しウクライナへの侵攻を非難しロシアに撤退を求める決議を挙げ⁶、国際刑事裁判所 (ICC) 検察局は戦争犯罪の捜査を開始しプーチン大統領を指名手配した。国際司法裁判所 (ICJ) も、ロシアに対する「特別軍事活動」の即時停止を命ずる仮保全措置の指示を行う等、国際社会によるロシアの暴挙への非難と停止要求が繰り返し行われているにもかかわらず、ロシアは侵攻を止めることなく、2023 年 10 月現在もウクライナへの侵攻を継続している。かかるロシアの行為は、平和な国際社会を破壊する行為であり、断じて許されるものではない。

かかるロシアの暴挙を招いた原因の一つに、北大西洋条約機構 (NATO) の東方拡大の動きがあることは明らかである。ロシアによるウクライナ侵攻開始後も、NATO 諸国は、ウクライナ支援として、通常兵器や戦闘機等に留まらず、劣化ウラン弾やクラスター爆弾をも供与している。クラスター爆弾は、禁止条約 (米国やロシア、ウクライナは批准していない。) が締結されている非人道的兵器であり、劣化ウラン弾も放射性物質をまき散らし市民、とりわけ子供たちに甚大な被害をもたらす非人道的兵器である。ロシアによるウクライナ侵攻に正義はないとしても、これらの非人道的兵器を供与し使用させる NATO 諸国の対応は決して許容されるものではない。また、ロシアと国境を接するフィンランドの NATO 加盟⁷により、NATO によるロシア包囲網は一層厳しいものとなり、ロシアはこれに強く反発し、一層緊張が高まっている。

ウクライナ侵攻をめぐるロシア及び米国の対応は、武力による威嚇によって敵国の軍事行動を阻止することができるという抑止論、とりわけ、核兵器を保有することが核兵器による攻撃を阻止する抑止力となるという「核抑止論」の論理を崩壊させ、「核兵器の保有」とその「使用の威嚇」が戦争を始める道具として利用されることを示したものだといえる。すなわち、核兵器を保有しそれによる抑止に頼る限り、究極的には核兵器の使用という手段を排除することはできない上、その使用を背景に通常兵器による軍事侵

⁵ 2023 年 6 月 28 日読売新聞オンライン (<https://www.yomiuri.co.jp/world/20230628-OYT1T50185/>)

⁶ 2023 年 3 月 2 日 (現地時間) に採決された国連総会緊急特別会合での決議では、ロシアによる軍事作戦の宣言、核戦力の準備態勢を強化する決定を非難し、民間施設・民間人への攻撃を懸念し、ロシアに対して完全かつ無条件での即時撤退を求めている (NHK NEWS WEB: <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220303/k10013510951000.html>)。

⁷ スウェーデンも加盟申請を行っており、トルコ等の反対で加盟に至っていなかったが、2023 年 7 月、トルコが同意したことから、近い時期に加盟することが見込まれる。

攻を容易にさせる効果が生じているものと言える。また、ロシアによる「核の威嚇」に対し、米国が対抗する姿勢を見せている通り、核の威嚇や軍事侵攻に対し、核兵器国が核によって対抗しない保障などないのである。結局、核兵器による抑止が奏功したということは証明できず、かえって核兵器使用の危険性が高められたものというほかない。

(3)緊迫する東アジア情勢

米中間の貿易摩擦を契機とする米中対立は深刻化する一方であり、宇宙開発や AI、半導体などの最新技術や、軍事的な側面など、その対立構造は多面化・複雑化している。

かかる米中対立に対し、日本政府は緩和の働きかけをするどころか、下記で述べる通り、安保三文書改訂による敵基地攻撃能力の保有をはじめ、兵器開発や軍事演習など米国と一体となって中国を敵視し対立を煽っている。

台湾をめぐるのは、2021 年 3 月、米インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官が、6 年以内に中国が台湾を侵攻する可能性があると言証するなどその危機が煽られた。2022 年 8 月には米国下院議長のペロシ氏の訪台と続く事前予告なしの議員団の訪台が行われ、中国は激しく反発し、台湾を取り囲む形でこれまでにない規模の軍事演習を行った。

かかる日米によるけん制(挑発)行為は、軍事的緊張をいっただけに高め、双方が意図しようがしなかろうが、軍事衝突の危険性を高めるものである。核兵器を有する大国同士の緊張状態は、核兵器の使用の現実的危険性も高めるものであり、絶対に起こしてはならない。中国の武力をもって台湾を制しようとする姿勢は許されるものではないが、かかる軍事的緊張を高める行為を行う米国に対しても、日本政府は本来、厳しく批判をしなければならない。

しかし、日本政府は、米国に追従するのみならず、緊張を高める挑発行為を繰り返している。安倍元首相は「台湾有事は日本有事」等と述べ⁸、台湾有事の際に日本が参戦することをほのめかした。また、下記で述べる通り安保三文書の改訂によって、南西諸島の防衛体制を強化し敵基地攻撃能力を備えることで、米国と一体となって実施する対中共同作戦を実現しようとしている。2023 年 8 月 8 日、麻生自民党副総裁が台北での国際フォーラムにおいて、「今ほど日本、台湾、アメリカをはじめとした有志の国々に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている時代はない」、「戦う覚悟だ」、「いざとなったら、台湾海峡の安定のために防衛力を使うという明確な意思を相手に伝えることが抑止力になる」などと発言し、中国からの強い反発を招いた。かかる発言は、麻生氏の独断ではなく、政府内でも調整した上とされている⁹。このように、日本政府は、米国と一体となって対中敵視政策を推進しており、米中対立を緩和させどころか、中国を刺激し対立を激化させる態度をとり続けている。

近接する中国・台湾において有事が発生し、米国が介入することとなれば、多数の米軍基地を持ち、自らも中国に対して挑発行為を繰り返す日本が攻撃の対象となることは明らかであるし、安保法制のもと集団的自衛権を行使できるとしている現在の政府の立場からは、日本も紛争当事国になりかねない。核兵器大国同士の軍事紛争においては、核兵器の使用も想定され、日本、とりわけ多数の米軍基地を有する沖縄は、甚大な被害を受けることは明らかである。このような事態は何としても避けなければならないのであり、日本政府としては、対立を煽る行為をただちに停止し、米中双方に理性ある対応を求め、紛争を回避するために全力を尽くすべきである。

⁸ 2021 年 12 月 1 日台湾で開催されたシンポジウムでの発言。

⁹ 鈴木馨祐元外務副大臣は、テレビ番組で、政府内部も含めて調整したものであり、政府としてのラインだと発言している。

(4) 安保三文書改訂

岸田政権は、2022 年 12 月 16 日、いわゆる安保三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有を認め、今後 5 年間の防衛費を 43 兆円と倍増させた。

政府の説明では、攻撃の「着手」があれば反撃のために敵基地を攻撃することができるとしているが、何をもって「着手」とするかの判断は極めて困難であり、実際に行使されれば先制攻撃とみなされ、日本側が違法な侵略行為をしたものとして戦争となる危険性がある。敵基地攻撃能力は、憲法 9 条の従来政府解釈からしても、保持が禁止される「戦力」に該当するものであり、専守防衛政策を逸脱するものである。特に安保法制により集団的自衛権が肯定されるとする現在の政府解釈の下では、他国に対する攻撃であっても自衛権を発動することが可能となり、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、敵基地を攻撃することが可能となる。そうなれば、日本が戦争に巻き込まれる危険性が飛躍的に高まることは明らかである。

防衛費についても、コロナ禍の傷も癒えず、ゼロゼロ融資の弁済開始によって多く事業者が経営に行き詰まり、破産せざるを得ない状況に追い込まれ¹⁰、ウクライナ戦争等による物価高、原油高によって国民の生活が圧迫され続けている中で、5 年間で 43 兆円もの莫大な予算をつぎ込むことを決定し、2023 年度予算には前年度比 1.3 倍の防衛費 6 兆 8219 億円を計上した。実際には、これだけでなく、2027 年度以降に負担することになるいわゆる軍事ローン(後年度負担)もあるため、その予算は莫大なものである。これに対し、社会保障は削り続けられており、異次元の少子化対策として 3.5 兆円の予算を計上すると述べるも、その財源は明示されていない。そもそも、非正規労働者ばかり増加させ、安定した収入を得ることを困難にしてきた自民党政権が、その方針を見直すことなく、金をばらまくだけでは少子化対策にはなりえず、パフォーマンスというほかない。自民党政権の、国民の生活よりも軍事を優先する姿勢がますます顕著になっているというほかない。

(5) 第 49 回先進国首脳会議(G7 広島サミット)

2023 年 5 月 19 日から 21 日にかけて、被爆地広島で G7 サミットが開催された。被爆地での開催は初めてである。核兵器問題に特化した議論がなされ声明が発出されるとのことから、核廃絶に取り組む市民から強い期待が寄せられていたが、その成果は到底評価しえない内容であった。

G7 首脳が発表した「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」は、米国等の核保有国の正当性は一切棚上げし、核兵器の非人道性に触れることもなく、ロシア、北朝鮮、イラン、中国を名指して非難し、これらの国々に対抗するため、核兵器が防衛目的のために役割を果たし、侵略、戦争、威圧を防止するとして、核抑止政策を肯定した上、「核廃絶」という言葉すら盛り込まれなかった。このような核兵器を肯定する声明が被爆地広島から発出されることは、地道に核廃絶を訴えてきた被爆者をはじめとする市民にとって耐えがたい苦痛であり、決して許容できないことである。多くの団体から広島ビジョンに対する抗議声明が上げられ、当協会も抗議声明を発表した。

2023 年 7 月に日本世論調査会がまとめた世論調査によれば、サミット後に核廃絶の機運が世界で高まるとは「思わない」が 71%にも上り、その理由として最も多く挙げられたのは「共同文書に具体的な核

¹⁰ 2023 年 7 月 20 日東京新聞(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/264191>)

廃絶への道筋が書かれていないから」(64%)である。広島ビジョン自体も、「評価しない」(「どちらかといえば評価しない」を含む)が 51.7%¹¹と、世間も広島サミットに失望している様子が見て取れる。

G7 サミットにおいては、各国首脳が広島平和記念資料館を訪れ、被爆者から話を聞いたものの、その様子は一切公開されていない。各国首脳陣には、核兵器の非人道性を知り、被爆者の思いに直に触れることで、核兵器は決して保有してはならないこと、核抑止論は破綻していることを直視し、核抑止論への依存と対立を激化させる方針をただちに転換し、対話による平和を実現する強い意思を持つことが求められる。

(4)核兵器禁止条約及び NPT をめぐる情勢

2021 年 1 月 22 日に発効した核兵器禁止条約(以下、TPNW)は、2023 年 9 月 19 日時点で 93 カ国が署名し、69 カ国が批准している¹²。オーストリアのウィーンで 2022 年 6 月 21 日～23 日にかけて開催された第 1 回締約国会議では、NATO 加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーに加え、米国と軍事同盟関係にあるオーストラリアもオブザーバーとして参加し、「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」(ウィーン宣言)と「ウィーン行動計画」が発表され、核廃絶に向けた決意とそのための方針が示された。これに基づき、TPNW 締約国と NGO 等の市民が協力し、核廃絶に向けた具体的な取り組みが進められている。

これに続き、第 2 回締約国会合は 2023 年 11 月 27 日からニューヨーク国連本部において(議長国メキシコ)、第 3 回締約国会合はカザフスタンを議長国として開催されることが予定されており、TPNW による核廃絶への道筋は、着実に進められている。

日本国内でも、ウクライナ侵攻から 1 年半が経過しロシアによる核威嚇と北朝鮮によるミサイル発射などで危機感が煽られている中でも、上記日本世論調査会の世論調査では、日本が TPNW に参加すべきだとする意見が 61%、広島ビジョンを評価しない理由として TPNW に言及しなかったことを挙げる回答が 59%、日本政府への今後の要望に TPNW への早期参加やオブザーバー参加することを挙げる回答が 70.3%に上る等、世論の TPNW への期待が現れている。

それにもかかわらず、日本政府は、未だに TPNW に対しては背を向け、条約への参加を求める市民の声を無視し、米国の核の傘と核抑止論に依存し続けている。核抑止論への依存は、終局的には核兵器による非人道的な壊滅的結末を許容するものにほかならず、世論を無視し、核依存政策に頼る日本政府の態度は厳しく批判されなければならない。

2023 年 7 月 30 日から 8 月 11 日にかけて、2026 年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた準備会がウィーンで開催された¹³。最終日の 8 月 11 日には、東京電力福島第一原発の処理汚染水の放出計画やウクライナのザポリージャ原発への懸念も示された議長による事実要約案が討論されたものの、イラン、ロシア、中国、シリアが反対し、公式の作業文書からは削除されることとなった。NPT 締約国間の対立・分断による機能不全は極めて深刻である。しかし、核兵器国も参加し核軍縮の義務履行について議論する場を提供する NPT の存在は、決して無意味ではない。NPT 準備会においては、平和首長会議や NGO 連絡会等、市民も参加し核軍縮を後押ししているのであり、世界的な核廃絶を求

¹¹ 2023 年 8 月 6 日付琉球新報(<https://ryukyushimpo.jp/editorial/entry-1760635.html>)

¹² 国際平和拠点ひろしま HP(<https://hiroshimaforpeace.com/status-tpnw/>)

¹³ NPT 第 2 回準備委員会は、2024 年 7 月 22 日から 8 月 2 日まで、スイス・ジュネーブでの開催が予定されている。

める世論の下、NPT6 条に基づく核軍縮交渉の義務履行を求め、核兵器国に履行させることが重要である。

(6)イラン核合意

米国とイランの核合意は、トランプ大統領による離脱と、これに対抗したイランの核開発の加速により、機能不全に陥った。2021 年 11 月に EU を仲介役として米国とイランとの協議が再開され、2022 年 8 月には EU から最終案が提示されたが、以降、協議は進行せず、2023 年に入ってからイランの核施設から核兵器級に近い高濃縮ウランが検出されるなど、核開発の疑念が高まっている¹⁴。しかし、2023 年 6 月にはオマーンが仲介となり、協議が実施されており、イラン側は核合意の再建は米国次第だと述べる¹⁵等、協議の余地は残されている。新たな核兵器の脅威を生むことはあってはならず、真摯な協議が行われることが望まれる。

(7)核をめぐる日本国内の情勢

広島県出身と称する岸田文雄首相(岸田氏本人は東京都生まれ・東京都育ちであるが、岸田家は広島の一族)は、核兵器廃絶をライフワークと公言しているが、その実質は従前の自民党政権と変わるところはなく、核抑止論を肯定し、米国の核の傘が必要であるとするものである。これまでも日本政府が主張してきた「核兵器国と非核兵器国との橋渡し」も、TPNW 締約国会合にはオブザーバー出席すらせず、他方で、NATO 首脳会合には出席し、NATO の日本連絡事務所開設に向けた協議を進めるなど、あからさまに米国を中心とした核兵器国に傾いた立場を取っているものであり、到底「橋渡し」等と評価できるものではない。上記の通り、岸田氏の「出身地」であり世界で最初の戦争被爆地である広島市において実施された G7 サミットの広島ビジョンで核抑止論を肯定するという暴挙に出たことから、その姿勢は明らかである。米誌タイムが岸田氏を表紙とした回で「日本の選択」と題し、「長年の平和主義を捨て去り、自国を真の軍事大国にすることを望んでいる」と評したのは、岸田政権の本質を端的に指摘している。

2023 年 8 月 6 日の広島平和記念式典において、松井広島市長は、世界中の指導者は核抑止論が破綻していることを直視し核廃絶のための具体的な取り組みを早急に始めるべきだとし、日本政府に TPNW 第 2 回締約国会合へのオブザーバー参加を求めた。湯崎広島県知事は、核抑止論者に、万が一核抑止が破綻した場合、全人類の命、場合によっては地球上の全ての生命に対し責任を負えるのか、と厳しく問うた。同月 9 日の長崎平和記念式典では、鈴木市長は、広島ビジョンは核抑止論を前提としていると指摘し、核保有国の指導者に「核抑止」から脱却すること、日本政府に TPNW の署名・批准することを求めた。これに対し、岸田首相は、核兵器のない世界実現への努力を続けると述べるも、相変わらず TPNW への言及はなく、核兵器国と非核兵器国との橋渡しの役割にすら言及しなかった。

また、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、日本の核政策の見直しを求める主張が繰り返され、自民党有志グループ「日本の尊厳と国益を護る会」が日米拡大抑止協議を閣僚級に格上げし定期協議として制度化することや、非核三原則の一部見直し・核共有の検討を求める提言を提出したり¹⁶、日本維新

¹⁴ 2023 年 3 月 6 日しんぶん赤旗。IAEA の報告では、濃縮度 83.7%のウラン粒子(90%を超えると核兵器級。イラン核合意での上限は 3.67%。)が検出されたものの、蓄積はされていないとされている。

¹⁵ 2023 年 8 月 31 日しんぶん赤旗

¹⁶ 2023 年 5 月 18 日日本経済新聞

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA17C3X0X10C23A5000000/>)

の会の馬場代表が核共有が核廃絶につながると発言する¹⁷など、核武装したい勢力の攻勢が強まっている。

核兵器を保有するイスラエルに対してハマスが大規模な攻撃を仕掛けたことから分かるように、核兵器の保有は必ずしも敵国の攻撃を抑止することにはならない。「核抑止」が機能していることを検証することは不可能であり、仮に抑止力があつたとしても、その均衡が崩れたり、偶発的な事故によって核兵器が使用されたりした場合には、非人道的結末に至ることは明白である。また、ロシアがジェノサイドからの救済を標榜しウクライナに侵攻し、核兵器による威嚇を繰り返していることから、核兵器の保有は平和をもたらすどころか、破滅的な結果へ導く危険性を大きく高めると言わざるを得ない。世界の情勢が緊迫を増している今こそ、核抑止論から脱却し、見せかけの「核廃絶」ではなく、TPNW に基づく真の核廃絶の道を進むべきである。

また、原発を巡っては、2023 年 8 月 24 日、政府は東京電力福島第一原発の敷地内に保管されている「ALPS 処理水」の海洋放出を開始した。これは、2015 年に政府及び東京電力が「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と福島県漁連に文書で伝えた約束を反故にするものである。ALPS 処理によって基準値未満まで核種を取り除くと政府は主張しているものの、汚染水は日々増え続け、しかもデブリの除去までの見通しは全く立っておらず、今後数十年間にわたって基準値未満の放射性物質が福島の海に放出され続けるのである。トリチウムの危険性は科学的に全て解明されたとはいいがたく、基準値未満の核種による長期的な影響も全く未知数である。それにもかかわらず、放出ありきで当事者の意向を無視し、放出を断行した政府及び東電の判断は断じて許されるものではない。しかし、ALPS 処理水には、トリチウム以外にも多数の核種が残存しており、他国が排出する処理水とは全く異なるものであるにもかかわらず、あたかも残存しているのはトリチウムだけかのような報道がなされ、他国の原発が排出する処理水には福島原発の「ALPS 処理水」を超えるトリチウムが含まれていると主張されるなど、その実態を覆い隠す報道がなされている。また、自らの外交上の不備を棚に上げ、「ALPS 処理水」放出を理由とした中国の輸入禁止措置を非難し、国民の目を中国非難に向けようとしている。かかる政府の目論見通りに政府見解をそのまま垂れ流すマスコミも、厳しく批判しなければならない。かかる「ALPS 処理水」放出に対しては、福島県や宮城県の住民 150 名による差し止め訴訟が提起されている。原発訴訟のように政府におもねる判決とならないことが望まれる。

(8)国内司法分野の動向

ア 黒い雨訴訟

2021 年 7 月 14 日の広島高裁判決と国による上告断念により、国が指定した援護区域の外にいた住民たちを被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付することが命じられた判決が確定した。これに従い、政府は新たな被爆者認定制度を開始した。しかし、新制度では、11 種類の疾病の罹患と「黒い雨」に遭っていることが条件とされたため、一部の申請者は却下された。この新たな制度の下でも救済の対象外とされた被爆者 23 名と申請後も処分がなされていない申請者が、2023 年 4 月、被爆者と認定することを求める訴訟を広島地裁に提起した。

¹⁷ 2023 年 6 月 29 日ロイター (<https://jp.reuters.com/article/japan-politics-idJPKBN2YF0HR>)

また、長崎においては、被ばく地域外でも雨が降ったとする長崎県及び長崎市の報告書に対し、国は降雨の客観的な記録が認められないとする判決が画定していることを理由として、補償の拡大を拒否している¹⁸

司法により救済範囲が拡大されたこと自体は歓迎すべきであるが、まだまだ不十分であり、国による画一的な線引きは、被爆者間での分断を進めている。何の咎もなく原爆に巻き込まれ、心身を蝕まれる痛み、恐怖、不安に長期間にわたって苛まれてきた被爆者の被害に政府は真摯に向き合い、より充実した救済施策を実施すべきである。

イ ビキニ被ばく訴訟

米国によるマーシャル諸島での水爆実験により被爆した船員による、船員保険の申請を不認定とした全国健康保険協会の処分の取消しと、国に対する損失補償を求める訴訟が2020年3月に高知地裁に提起された。このうち、処分取消訴訟については、東京地裁に移送されたが、損失補償請求は高知地裁で審理がなされている。

日本政府と米国政府による政治取引によって、被害の実態が隠されてきたため、疫学的な調査などがなされておらず、被ばくの事実の立証などの点で同訴訟は困難な点も多く含まれている。しかし、核実験の被害者に対する救済は、TPNWにおいても述べられているものであり、政府の都合によって救済の道を閉ざされることはあってはならない。今後、審理が進むものであり、その動向が注目される。

ウ 原発訴訟

福島原発事故の被害者らによる国と東電に対する訴訟では、4訴訟の最高判決により、東京電力が中間指針を超える損害について賠償責任を負うことが示された一方、国の責任が否定されるという不当判決がなされた。

かかる判決について、電力会社とその代理人を務める大手法律事務所と国及び裁判所の癒着問題が指摘された。最高裁判決を出した第二小法廷の裁判官のうち3名は、国内大手法律事務所である長嶋・大野・常松法律事務所または西村あさひ法律事務所の出身であったり、退官後に所属した裁判官であり、元最高裁判事で現在は西村あさひ法律事務所所属の弁護士千葉勝美氏による意見書も同訴訟に提出されている。その他にも国や電力会社と大手法律事務所の結びつきが多々指摘されており¹⁹、極めていびつな形というほかない。大阪空港訴訟において、元最高裁長官からの働きかけがあったことを示す団藤ノートの存在が明らかとなり²⁰、また、国鉄民営化時にはエリート裁判官を一時的に国鉄総務室法務課長調査役に就かせ、組合員排除を支援したことも指摘されている²¹。司法の独立性を揺るがすこれらの問題は、厳しく追及しなければならない。

東京電力役員の責任を追及する訴訟も進められている。東京電力株主による東電役員らに対する株主代表訴訟では、2022年7月13日、東京地裁が東電役員ら4名に対し、13兆円を超える損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。同訴訟は控訴審が進められている。

¹⁸ 2023年1月19日朝日新聞

(<https://www.asahi.com/articles/ASR1M0CT1R1LTOLB001.html>)

¹⁹ 雑誌「経済」2023年5月号後藤秀典論文「国に責任はない《原発国賠訴訟・最高裁判決は誰が作ったか》裁判所、国、東電、巨大法律事務所の系譜」

²⁰ 2023年4月15日放送のNHK・Eテレ特集「誰のための司法か〜団藤重光 最高裁・事件ノート〜」

²¹ 神奈川総合法律事務所「たより」No.67(2023年8月)鶴飼良昭「『追悼文』余滴」

他方で、東京電力役員の刑事責任の訴追を求める刑事裁判においては、第1審で無罪判決が言い渡され、控訴審においても原判決が維持された。経済的利益の追求を優先し、安全対策を怠った東電役員らの責任は厳しく追及されなければならない。

原発によってもたらされる惨害は回復困難である。福島第一原発事故から12年が経過した今も、廃炉の見通しは立っておらず、デブリの除去は全くと言っていいほど進んでいない。未だに2万7000人もの避難者がおり²²、ふるさとでの生活や人間関係を奪われ、人生を大きく狂わされた人々の数は知れない。政府は、核を人間が扱うことの危険性を改めて認識し、核に依存するエネルギー政策を根本的に見直すべきである。

(9)核廃絶への課題

ロシアによるウクライナ侵攻とから1年半が経過しても未だに収束せず、核兵器の威嚇が継続されている。核兵器が存在すれば、非人道的な結末がもたらされる危険性を排除することは不可能であるにもかかわらず、核抑止論に拘泥し、その危険性を高めている。

核をめぐる情勢は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ないものの、このような状況であっても、日本の世論は非核三原則の維持、TPNWへの参加を求める意見が多く、唯一の戦争被爆国として核兵器を拒否する意欲は強く植え付けられている。また、TPNW締約国会合やNPT準備会において、様々な団体・市民によるイベント、取組みがなされている。2023年8月には、高校生平和大使が国連ヨーロッパ本部を訪問し、原爆による被爆の実相を伝え、核廃絶の必要性を訴え、レジナルド所長が「なぜ核の廃絶が必要なのか、みなさんの言葉はどんな書物よりも響いた。これからも発信を続けてほしい」と応じた²³。

また、後述の通り、核兵器廃絶日本NGO連絡会は、「核なき世界を日本から」つくり出すための「日本キャンペーン」を2024年春に立ち上げることを予定し、クラウドファンディングを行い2023年9月21日までに10,385,000円を集め、寄付と合わせて1100万円近くの支援を得た。多くの市民が、核兵器によらない平和を希求し、核廃絶を願っていることの表れといえる。

このような市民による取り組みを継続していくことが、核抑止論から脱却し、核廃絶を進めるには極めて重要である。核廃絶を求める市民の思いを無視し、その生活を犠牲にしながら、軍事化を進めようとする政府に対し、強く反対を示していく必要がある。

II. 活動報告

1. 意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」

前総会(2022年11月)の後、7回目となる同一テーマでの意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を開催²⁴した。冒頭大久保賢一会長の主催者挨拶の後、森一恵事務局長が問題提起を行い、日本原水爆被害者団体協議会代表委員の田中熙巳氏より来賓挨拶を受けた。その後の報告・討論に先立ち、コスタリカ平和・共存・グローバル安全保障協会から寄せられたビデオメ

²² 2023年5月時点。福島県庁ふくしま復興情報ポータルサイト
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hinansya.html>)

²³ 2023年8月23日 NHK ウェブニュース
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230823/k10014171081000.html>)

²⁴ 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』№114(2023年春号)、13頁以下参照。

ッセージ²⁵を上映した。上映後、李俊揆氏（韓神大学統一平和政策研究院上級研究員）、金鎮湖氏（広島県朝鮮人被爆者協議会）、土田弥生氏（原水爆禁止日本協議会）の3名から報告を受けた。当日、韓国から来日していた「平和と統一を開く人々」（Solidarity for Peace and Reunification of Korea; SPARK）のメンバーも加わって、在韓被爆者はじめ韓国市民社会が準備を進めているアメリカの原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみが提起され、支援・協力が呼びかけられた。その後、山田寿則理事から報告に対するコメントがあり、以上を踏まえて会場参加者も交えて質疑応答・意見交換が行われた。全体の進行役を、森一恵事務局長と大住広太事務局次長が務めた。

2022年5月にムン・ジェイン政権に代わって発足したユン・ソンニョル政権下の韓国の国内情勢とそれを取りまく東アジア情勢、在朝被爆者問題、核兵器禁止条約における核被害者への援助の仕組み、国際民衆法廷をアメリカで行う意義についてなど、全体として多面的に活発な議論が行われた。

2. アメリカの原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみへの支援・協力

2023年6月7日・8日、韓国国内において、「平和と統一を開く人々」（SPARK）を中心とする実行委員会によって原爆国際民衆法廷開催のための第1回国際会議²⁶が開催された。同国際会議には大久保賢一会長及び山田寿則理事が討論者又は報告者として招聘された他、IALANA 共同会長のダニエル・リエティカー氏（スイス・ローザンヌ大学）も報告者として招かれ²⁷、「韓国の立場から見た広島・長崎への核兵器投下の政治的・軍事的意味合い」、「1945年当時の条約国際法から見た広島・長崎への核兵器投下の違法性」「1945年当時の慣習国際法から見た広島・長崎への核兵器投下の違法性」の3つのテーマごとのセッションと「民衆法廷の国際キャンペーンについて」を議論するラウンドテーブルが設けられた。

「米国での法廷闘争」をも展望しつつ2026年NPT再検討会議の機に「原爆投下を裁く国際民衆法廷」を準備している在韓被爆者はじめとする韓国市民社会に対し、民衆法廷の実践や米国内での提訴を検討²⁸した経験を持つ当協会の可能な支援と協力の一環として、第1回国際会議の成功に寄与した。尚、同趣旨の第2回国際会議が、「韓国人被爆者の実態」「東京地裁原爆裁判・下田事件判決」などをテーマに2024年広島で開催される予定である。

3. 2026年NPT再検討会議準備委員会への代表派遣

2026年NPT再検討会議第1回準備会合が、2023年7月31日より8月11日までウィーンで行われた。当協会から代表派遣された山田寿則理事は、現地での傍聴を踏まえ、核軍縮をめぐる議論及びNPTの課題と展望についての論稿を機関誌『反核法律家』に執筆した（2023年12月刊行予定）。

²⁵ ビデオメッセージは当協会サイトにアップしている

https://www.youtube.com/watch?v=KdDE_nrvcvg から閲覧可能。

²⁶ 詳細は機関誌『反核法律家』№115（2023年夏号）、2頁以下参照。

²⁷ この3名の他に、海外からはエリック・デービッド名誉教授（ベルギー・ブリュッセル自由大学）オ・ドンソク教授（台湾・亜洲大学）が、韓国国内ではイ・サムソン名誉教授（翰林大学校）、チョン・テウク教授（仁荷大学）、チェ・ボンテ弁護士（韓国弁護士会）らが報告者又は討論者として招かれ、アメリカ・日本の市民活動家も参加している。

²⁸ 当協会サイト「新原爆訴訟の提案」https://www.hankaku-j.org/list_b_3.html 参照。

尚、これに先立ち 10 項で後述のとおり「NPT をどう活かすか—市民社会の視点から」をテーマに核フォーラムを開催している。

4. TPNW 第 2 回締約国会合への代表派遣準備等

2023 年 11 月 27 日から 12 月 1 日までニューヨーク国連本部で開催される TPNW 第 2 回締約国会合（議長国メキシコ）に向け、財政的保証の確保を含め、代表派遣のための準備を進めた。後述 7 項の核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との連携で記載のとおり、日本政府に署名・批准を求めながら、当面第 2 回締約国会合へのオブザーバー参加を求めるとりくみに協力した。

5. IALANA との連携

昨年に引き続き、本年も当協会は IALANA と連携して諸活動を進めてきた。具体的には、以下の活動にとりくんだ。

- ①2022 年 12 月 14 日オンラインによる核共有問題検討会が行われた。ウクライナ問題、核共有の違法性、ロシアによるベラルーシへの、米国によるポーランドへの核配備の懸念等が議論され、当協会は浦田理事が日本の国内情勢について発言した。当協会からは 6 名が参加している。
- ②2023 年 2 月 4 日オンラインによる IALANA 理事会が行われた。IALANA の今後のとりくみとして、ムートコート（模擬裁判）プロジェクト、ウェビナーの提案（①ウクライナ問題の法的側面についての WG の設置、②新旧の核共有、③人権と核兵器、④環境と核兵器）、TPNW 第 2 回締約国会合に向けたとりくみ、人権理事会の活用、財政問題等について議論された。当協会は通訳 2 名を依頼して 7 名が参加し、2022 年度の活動と国内訴訟の概観を報告した。尚、この理事会において浦田賢治副会長が退任を表明、退任挨拶²⁹を行い、今後は IALANA 理事として関わることを、並びに森一恵当協会事務局長を新たに IALANA 理事に加えることが提案された。
- ③2023 年 7 月 12 日オンラインによる IALANA ミーティングが行われた。各地・各支部の活動が報告され、2 項で前述した原爆国際民衆法廷開催のための第 1 回国際会議についても報告された。引き続き核共有問題、TPNW 第 2 回締約国会合に向けたとりくみ（核被害者援助規定に関するウェビナーまたはサイドイベント）、等について話し合われた他、アラン・ウェア氏から「戦争の代替手段としての ICJ 普遍的管轄権に向けて」（Legal Alternatives to War: Towards universal jurisdiction of the International Court of Justice (ICJ)）プロジェクトが提案された。当協会から 5 名が参加した。

6. TPNW 逐条解説（コメンタリー）（改訂版）の日本語版の製本・普及

昨年の総会決議で確認された通り、TPNW 逐条解説（コメンタリー）（改訂版）の日本語版につき、基礎資料として広く市民に普及し活用してもらうために、TPNW 第 1 回締約国会合の成果物である「宣言」「ウィーン行動計画」「決定」の JALANA 訳とともに、機関誌別冊として 2023 年 4 月 30 日付で刊行した。当協会会員と友誼団体への送付の他、HP での告知・案内に努め、各講演会・イベント会場での販売・頒布により、2023 年 9 月 5 日現在までに 370 部普及している。

7. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

²⁹ 機関誌『反核法律家』№114（2023 年春号）56 頁以下に、浦田賢治理事の IALANA 副会長退任挨拶を掲載。

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（以下 NGO 連絡会）は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織である³⁰。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立修一理事も加わり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

今次 NGO 連絡会は、以下に述べるような多彩なとりくみを展開してきた。2022 年 10 月 6 日国連総会第 1 委員会に向けて、外務省との意見交換会を行い要請書を提出し、日本決議に対する声明を発表した。12 月 10 日には、国際賢人会議委員と市民社会の意見交換会を開催し、TPNW 発効 2 年を期して 2023 年 1 月 22 日に声明を発表した。5 月に開催された G7 広島サミットに向けた課題についてコメントする記者会見を 4 月 11 日に行い、5 月 25 日には G7 広島サミット総括イベントが行われ YouTube で配信された。この総括イベントの中で後述する「核なき世界を日本から」核兵器をなくすための日本キャンペーン（以下、日本キャンペーン）の立上げが紹介されている。7 月 18 日には 2026 年 NPT 再検討会議第 1 回準備会合に向けた政府要請と意見交換会が行われ、その後記者会見を含めた市民による討論会が開催された。同準備会合には NGO 連絡会事務局を代表派遣している。8 月 5 日には広島において核兵器廃絶に向けた国会議員討論会が行われ、各党代表の外、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表、被爆者のサーロー節子さん、そして市民社会を代表して遠藤あかり事務局（NGO 連絡会・当協会）も発言し討論に加わった。9 月 24 日には、「核兵器廃絶のための国際デー記念シンポジウム」が完全オンライン（YouTube 配信）で開催された。

加えて 2022 年末より、組織強化の検討が始まり、この間 10 年の蓄積を活かし質量ともに運動を一層発展させるため、事務局体制を法人化していく方向へと議論が進められた。先述の日本キャンペーンを 2024 年春に発足させるためのクラウドファンディングもとりくまれた（期間 7 月 24 日から 9 月 21 日）。

8. 第 6 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま全体会と分科会「核兵器と原発」のとりくみ

第 6 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま全体会は、「人間・コミュニティの回復と原発のない社会をめざして一事故から 12 年のいまー」をテーマに、コロナ禍にあってすべてオンラインで行われた第 5 回集会から 2 年ぶり、2023 年 9 月 2 日、ハイブリッド方式（リアル会場は福島大学）で開催された。「原発と人権」ネットワークに結集する当協会メンバーを中心に、準備段階からその成功に向け貢献し、現地 103 名、オンライン 100 名の参加となった。

翌 3 日には 6 つの分科会が催され、その中で当協会は、全体オンライン方式により、過去 5 回と同様、日本国際法律家協会との共催で「核兵器と原発」をテーマに開催³¹した。基調講演の講師に NPO 法人原子力資料情報室事務局長の松久保肇氏、報告者として第五福竜丸展示館学芸員の市田真理氏、当協会副会長の内藤雅義弁護士、同理事で明治大学講師の山田寿則氏を招き、司会進行を遠藤あかり事務局が務めた。講演・報告・質疑応答とパネルディスカッションを行った他、原発汚染処理水の影響が危ぶまれる北マリアナ諸島の人々の切実な声を伝えるビデオも上映した。

³⁰ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

³¹ 企画内容詳細は、機関誌『反核法律家』No.116・117 合併号に掲載予定。

分科会の参加申込者（事前登録数）は 53 名、実参加者 35 名であり、終了後 10 名からアンケート回答が寄せられた。回答内容からは、参加者が、核兵器と原発のかかわりや核被害の実相について新たな学びを得たことがうかがえる。

9. 他団体との連携

(1) 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費 1 万円を負担している。また、当協会の大久保会長（理事）、内藤副会長（理事）、田部理事（理事）が役員として活動に関わっている。

ビキニ被災者訴訟が始まり、被害実態を遺族の人を含め全国的に掘り起こしていく活動が求められていることから、これまで以上に「継承する会」との連携を強める必要が確認されている。

(2) 創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

2023 年 8 月 25 日当協会連絡先事務所である大久保賢一法律事務所にて、ここ数年恒例となっている学生訪問を受けた。大久保賢一会長より当協会の概要とそのとりくみ、核をめぐる情勢について報告した他、山田理事よりコメントを加え、質疑応答を行い、学生の興味関心にこたえた。参加した学生からは「平和を担う主権者として核兵器のない世界をめざしたい」などの感想が寄せられ、前 8 項記載の第 6 回「原発と人権」集会「核兵器と原発」分科会への参加も得られた。

(3) 改憲問題対策法律家 6 団体との連携

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会（以下、「法律家 6 団体」という。）は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の 6 つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。

今度も「緊急事態下の国会議員任期延長に関する衆議院憲法審査会の運営及び議論の在り方に抗議する法律家団体の緊急声明」（2022 年 12 月 9 日付）、「敵基地攻撃能力の保有などを新方針とする安保関連三文書改定の閣議決定に抗議する法律家団体の声明」（2022 年 12 月 27 日付）を発出した外、2023 年 1 月 31 日には院内集会「敵基地攻撃能力保有の閣議決定に反対する市民集会」を開催するなど、憲法 9 条違反の政策への抗議を強めてきた。

当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家 6 団体のとりくみに協力してきた。また分担金 4 万円を負担し財政的にも法律家 6 団体の活動を支えている。

法律家 6 団体は、月 1 回の連絡会と、状況に応じて適宜事務局会議を開催している。2022 年から、切迫した憲法審査会の状況を踏まえ、衆院憲法審査会の開会日の夜、毎週事務局会議を実施し、対策を講じてきた。当協会大住広太事務局次長は、これらの連絡会や事務局会議に出席し、森一恵事務局長も状況に応じて連絡会に参加した。また、当協会大久保賢一会長は、構成団体である当協会の代表として、記者会見への出席、総会での特別報告を行うなどしている。

10. 核フォーラム

本年の開催は以下の通り。進行役は遠藤あかり事務局が務め、ZOOM 操作にかかるスタッフチームを設けた。

開催日	参加者数 ※ () 内は 申込者数	報告者並び にコメンテ ーター	テーマ
7月2日(2023年)	21(34) 名	河合公明 浅野英男 山田寿則	NPTをどう活かすか—市民社会の視点から

昨年7月15日に行った核フォーラムのテーマが「TPNW 締約国会合から NPT 再検討会議へ」だったこともあり、今回も、事前に前回の核フォーラムの視聴を希望する申込者が多かった。コメンテーターを務めた山田寿則理事が報告者二人（河合公明氏・浅野英男氏）に予め質問事項を伝えておくなどの準備により、内容の濃い議論が行われた。歴史的な視点からみた核軍縮議論、米中ロの現状を踏まえた日本政府と市民社会の核軍縮に向けた課題等が提起され、参加者から寄せられたアンケート結果からも好評だったことがうかがえる。今回も後日視聴希望が寄せられ、YouTube にアップ（限定公開）して要望に応じている。また、当日使用した資料については、ホームページ³²から閲覧できるよう配慮した。

11. 理事会

下記のとおり、ほぼ月1回のペースで理事会を開催（全体オンライン ZOOM）した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加人数はほぼ毎回二桁にのぼる。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題
12月14日 (2022年)	9名	総会・意見交換会総括、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ、TPNW コメンタリー日本語版（機関誌別冊）制作と普及、12/2IALANA 核共有問題検討会報告、IALANA 理事会準備、NGO 連絡会組織強化のための法人化提案、原発と人権ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
1月26日 (2023年)	11名	2/4IALANA 理事会準備、TPNW コメンタリー日本語版（機関誌別冊）制作と普及、NGO 連絡会組織強化、第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会、2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて、核フォーラム計画、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
2月20日	10名	2/4IALANA 理事会総括、IALANA 核共有問題検討会、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ（6/7、8 国際会議@ハプチョン）、G7 に向けた市民社会のとりくみ、NGO 連絡会組織強化、第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会、2026 NPT 第1

³² <https://www.hankaku-j.org/event.html#event230702> 参照。

		回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
3月22日	10名	次回IALANA理事会に向けて、2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて、9/2、3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会・分科会企画、NGO連絡会報告（連絡会発展ビジョン準備委員会/G7広島に向けて）、「ひろしま平和ノート」改訂抗議声明、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ（6/7、8国際会議@ハプチョン）、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
4月21日	10名	次回IALANA理事会に向けて、2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ（6/7、8国際会議@ハプチョン）、9/2、3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会・分科会企画、NGO連絡会報告（連絡会発展ビジョン準備委員会/G7広島に向けて）、4/3法律家6団体総会報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
5月29日	10名	2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて（代表派遣準備、核フォーラム準備、IALANAミーティング）、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ（6/7、8国際会議@ハプチョン）、9/2、3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会・分科会企画、NGO連絡会報告、キャンペーンスタートイベントについて、5/13戦争被害者集会報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
6月26日	10名	2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて（代表派遣準備、7/2核フォーラム準備、7/12IALANAミーティング）、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ（6/7、8国際会議@ハプチョン）報告、9/2、3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会・分科会企画、NGO連絡会・キャンペーン進捗報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会（6/3総会）、外
7月21日	9名	2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）及び2MSP（11/27～12/1）に向けて（現地派遣・会議スケジュール、7/2核フォーラム総括、7/12IALANAミーティング）、9/2、3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会・分科会企画、11/11総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」準備、7/6NGO連絡会・7/18外務省意見交換会報告、キャンペーンクラウドファンディング、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
9月13日	8名	2026 NPT 第1回準備会合（7/31～8/11）現地派遣報告及び2MSP（11/27～12/1）に向けて、9/2～3第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま全体会及び分科会報告、11/11総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」準備、9/7NGO連絡会／9.26核廃絶国際デー記念イベント(9/24開催)、キャンペーンクラウドファンディング、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
10月16日	10名	2MSP（11/27～12/1）代表派遣進捗、11/11総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」準備、韓国人被爆者運動との連携について、9.26核廃絶国際デー記念イベント(9/24開催)／10/5NGO連絡会定例会報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外

12. 機関誌『反核法律家』の発行
 主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
113 (2022 冬)	2022 総会決議、核共有違法論
114 (2023 春)	2022 総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」、安保関連三文書改定の閣議決定に抗議する法律家 6 団体声明
別冊 (2023)	核兵器禁止条約 逐条解説&第 1 回締約国会合
115 (2023 夏)	米国の原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとりくみ、核共有・核拡散に抗議する

13. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信することに努めてきた。今次、管理会社変更に伴い、より迅速な情報提供が可能となり、当協会と IALANA の声明・企画・機関誌刊行など、その都度発信してきた。

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。

2023 年 11 月 27 日～12 月 1 日にかけてニューヨーク国連本部で開催される TPNW 第 2 回締約国会合では「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」や「ウィーン行動計画」の実践として、核抑止論の否定、核兵器がもたらす人道的影響、被害者援助と環境修復などについて協議することが期待される。TPNW は「核兵器も戦争もない世界」に向けた歴史的な成果である。

他方、2022 年 2 月 24 日以降のロシアによるウクライナへの軍事侵攻や核兵器使用の威嚇を契機に、世界において核兵器使用の現実的リスクが高まりつつある。2023 年 5 月 19 日～5 月 21 日に開催された G7 広島サミット(主要国首脳会議)において採択された「広島ビジョン」ではウクライナへの軍事侵攻と核兵器使用の威嚇を行うロシア、核開発を行う北朝鮮やイラン、不透明で有意義な対話を欠いた核戦力の増強を行う中国を名指して非難し、これらの国々に対抗するため、「核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべき」と核抑止論を肯定した。2023 年 7 月 29 日～8 月 4 日にかけて開催された 2026NPT 再検討会議第 1 回準備会合においても、各国から核兵器使用の威嚇を続けるロシアへの非難が相次いだのに対し、ロシアは「欧米による安全保障上の脅威が原因だ。」などと反論し、各国が対立したまま閉会となった。

このような最新の情勢を踏まえ、当協会は TPNW の普遍化・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器も戦争もない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。当協会は、被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、朝鮮半島出身の被爆者をはじめとする在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省していない。日本政府は、国民や周辺諸国の反対に耳を傾けること無く、福島第一原発の事故で発生する高濃度汚染水の海洋放出を開始した。未曾有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存できないことは明らかであり、原発政策に依存する社会は、将来さらなる凄惨な被害をもたらしかねない。政府に歯止めをかけるために、当協会は、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化する。

B 行動計画

1. 2026NPT 再検討会議に向けて

A 目標第 1 項記載のとおり、2026NPT 再検討会議第 1 回準備会合において、各国から

核兵器使用の威嚇を続けるロシアへの非難が相次いだのに対し、ロシアは「欧米による安全保障上の脅威が原因だ。」などと反論し、各国が対立したまま閉会となっており、NPT 体制の形骸化が懸念される。

2022 年、日本政府は国連総会に「核兵器廃絶決議案(核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組)」を提出し採択された。この決議は、核兵器の不使用の継続や透明性の向上、被爆の実相への理解向上のための軍縮・不拡散教育の重要性などを国際社会に呼びかけ、「核兵器のない世界」の実現が国際社会の共通の目標であることを再確認し、NPT 第 6 条の規定を含む全ての面における条約の完全でかつ着実な履行及び同条約の普遍性の更なる向上への決意を再確認するとしている。

日本政府が、NPT 第 6 条の規定を含む全ての面における条約の完全でかつ着実な履行と普遍性の向上を決意している以上、核軍縮の議論において、核兵器国に軸足を置いた「究極的廃絶」の立場からの脱却が求められる。当協会は、NPT 体制の堅持及び日本政府が NPT 第 6 条の完全実施、すなわち核軍縮誠実交渉とその完結義務を果たすよう、市民社会とともに注視していかなくてはならない。

2026 年の次回 NPT 再検討会議に向けても、声明の発出やイベントの実施など「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

2. 2023 年第 2 回 TPNW 締約国会合を受けて

2023 年 11 月 27 日から 12 月 1 日にかけて、ニューヨークの国連本部において、第 2

回 TPNW 締約国会合が開催される。

当協会は第 2 回 TPNW 締約国会合の成果を踏まえ、以下のとおり、TPNW の普遍化、

日本政府に早期の署名・批准と締約国会合への参加を求める取組みを進め、締約国会合に積極的に関与する。

まず TPNW は、「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位

にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」(前文 5 段)と規定している。当協会は、核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で平和と安全を確保するという TPNW 規範の普遍化を、この間の核フォーラムの成果などを活かしつつ、広範な市民社会と連携して加速させる。

また TPNW は、第 8 条において締約国会合に、非締約国や国連等国際機関とならんで赤十字及び NGO にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことを定め、非締約国や市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と協働しつつ、日本政府に対し、引き続き TPNW の署名・批准を求めるとりくみを強めながら、締約国会合への参加を求めている。

さらに「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」や「ウィーン行動計画」で言及された被害者援助と環境修復の必要性やその実践に関し、当協会としても、被爆者援護にとりくんできたこの間の蓄積を活かし、被爆の実相を世界に伝えていく。

3. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。当協会はこれまでも意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、マスメディアでは伝えられない情報・議論を発信してきた。南北朝鮮及び日本の市民社会における対話と交流、情報交換の場を提供し、提言などを発信していくことは、引き続き当協会の重要な任務である。とりわけ、日本と朝鮮半島の被爆者との連携、在外被爆者やグローバルヒパクシャとの協働に尽力することが求められている。2020 年意見交換会をきっかけに、韓国原爆被害者との連携が進み、アメリカの原爆投下責任を追及する課題も浮上している。かつての新原爆裁判³³における当協会の蓄積を活かして、当協会はこの課題を前向きに検討していく。Ⅱ活動報告第 2 項記載のとおり、2026 年 NPT においてアメリカの原爆投下の責任を問う民衆法廷の開催が企画されている。

私たちは、日韓の市民社会と協力・協働してこのとりくみの成功に寄与する。あわせて、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

4. IALANA との連帯

NPT や TPNW 締約国会合をはじめ国際機関による、あるいは国際 NGO による重要な国際会議の場での IALANA との協力協働、IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、オンラインイベントの共同開催、ワーキンググループ、意見交換の場などを通じて、当協会は引き続き IALANA との連携を強化する。Ⅱ活動報告 5 項記載のとおり、オンライン会議による意見交換は、各国の核兵器廃絶に向けた取り組みを理解する良い機会となるので、今後も継続する。

³³ 新原爆裁判のとりくみについては当協会 HP、http://www.hankaku-j.org/list_b_3.html を参照。

また IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、協議検討していく。

さらに IALANA との間では 2021 年 7 月 8 日に実施された ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年記念イベント検討の際に、中長期的課題としてアジア・太平洋地域のネットワークづくりの必要性が提起された。既に交流のあるニュージーランド・スリランカ・韓国などの法律家や有識者を通じて、アジア・太平洋地域のネットワーク作りを検討していく。会員らが COLAP（アジア太平洋法律家協会）などを通じて交流した人たちへの働きかけも試みる。

5. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会、各政党党首・国会議員との討論会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会及び 2024 年 4 月発足予定の日本キャンペーンと協働する。NGO 連絡会は 2024 年度より入会制を導入する予定であり、当協会も団体としてその一員に加わり、いっそうとりくみの強化に努める。

6. 他団体との連携

(1)「原発と人権」ネットワークとの協力協働

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損賠請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

(2)「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

(3)「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

(4) 改憲問題対策法律家 6 団体連絡会との連携

Ⅱ活動報告 9 項(3)記載のとおり、当協会は法律家 6 団体との協力・協働を進めてきたが、改憲勢力が改憲準備を強めつつある今、法律家 6 団体の活動はますます重要になっており、9 条改憲、核共有、敵基地攻撃能力・反撃能力の正当化などの目論見を許さず、憲法の完全な実施と平和外交による国際社会への働きかけによって核廃絶を目指す立場から、引き続き連携を強めていく。

7. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

当協会の会員数は 245 名（2023 年 10 月 17 日現在）であり、会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。しかし NGO 連絡会の活動や核フォーラム等が接点となり、若い世代・学生らの入会につながるケースも生まれている。身近な人への働きかけとともに、積極的に将来世代にうたえるための工夫が求められる。

同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会計処理については、この間オンライン決済方法を取り入れるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

8. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年 4 回発行を目標とする。立命館大学国際平和ミュージアムのような定期購読申込例をさらに増やす。大学図書館等への働きかけを強める。

9. ホームページ等の充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。原爆裁判・下田事件アーカイブが完成し、歴史的価値ある資料の公開・閲覧が可能になった。アーカイブの存在をさらにアピールし、反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫する。

また、Facebook をはじめとした SNS やイベントの見逃し配信（動画視聴）等により、情報の発信力を強化する。

10. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムも活用する。また、理事会資料の整理・共有方法を検討する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

11. 「核フォーラム」の充実

Ⅱ活動報告第 10 項記載のとおり、一昨年度からとりくんだオンラインによる核フォーラムは、市民・学生の学ぶ意欲に応え、参加者の規模の点でも質の点でも充実した内容となった。核フォーラムの見逃し配信（動画視聴）も好評であった。引き続き、当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、自由闊達な議論が行えるよう工夫していく。2023 年 11 月 27 日から 12 月 1 日にかけて開催される TPNW 第 2 回締約国会合の成果や、2026 年 NPT 再検討会議準備会合の状況にあわせ、市民・学生の興味関心に応えられるようテーマを検討する。

12. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 162 人（2023 年 10 月 17 日現在）にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る³⁴。

³⁴ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。
E-mail: jalana.office@gmail.com

IV. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森 一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住 広太	広島	弁護士	
理事	愛須 勝也	大阪	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	佐々木 亮	東京	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	

理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
事務局	田中 恭子	埼玉	専従	
事務局	遠藤 あかり	京都	院生	